

(精度区分)

第26条 土地の表示に関する登記に添付する**図面の誤差の限度は、当該土地及びその地域における登記所備付けの地図の精度に準ずるものとする。**

ただし、**地図の備付けのない地域においては、地籍調査において定められている次の6段階に準ずるものとする。**

- (1) 大都市の市街地区域……………甲 1
- (2) **中都市の市街地区域……………甲 2**
- (3) **上記以外の市街地、村落……………甲 3**
並びに整形された農用地区域
- (4) 農用地及びその周辺区域……………乙 1
- (5) 山林原野及びその周辺区域……………乙 2
- (6) 山林原野の区域……………乙 3

【趣 旨】

地形区分と精度区分の関係を示したものである。

【運 用】

精度区分の適用は、原則として次表のとおりとする。

精度区分	地形区分	地図の縮尺
甲 1、甲 2	市街地	1 / 100、1 / 250
甲 3、乙 1	平 地	1 / 250、1 / 500
乙 2、乙 3	山 地	1 / 500、1 / 1000